

第4期 雲南広域連合 地球温暖化対策実行計画

令和4年4月

雲南広域連合

目 次

第1章	計画策定の背景・経緯	1
第2章	基本的事項	2
1	目的	
2	計画期間・基準年度	
3	対象範囲	
4	対象とする温室効果ガス	
第3章	温室効果ガスの現状	3
1	令和2年度雲南広域連合二酸化炭素総排出量 (kg-CO ₂)	
第4章	雲南広域連合における計画の目標	6
1	温室効果ガス削減目標における実績	
1	資源・エネルギー等削減目標	
2	温室効果ガス削減目標	
第5章	温室効果ガス削減に向けての具体的な行動項目	7
1	環境負荷の低減に配慮した事務・業務の実施	
2	環境負荷の少ない製品やサービスの積極的な選択	
3	環境に配慮した庁舎の維持管理	
4	職員の環境保全意識の向上	
第6章	点検・公表	10
1	進捗状況の点検	
2	結果の検討・公表	
別表1	エネルギー使用量管理表	11
別表2	地球温暖化対策項目別取組状況点検表	12

第1章 計画策定の背景・経緯

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

この問題について、国際的な動きとしては、2015年に京都議定書を引き継いだ形で、COP21（*1）においてパリ協定が合意されました。この協定で、先進国・途上国関係なくすべての国が、世界の平均気温の上昇を抑えることを目標に地球温暖化対策に取り組んでいくことになりました。

わが国においては、2016年に地球温暖化対策計画（地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法（*2）に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画）が改正され、中期目標として、国内の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減らすことを掲げました。また、2020年にはパリ協定に定める目標などを踏まえ、2050年までの脱炭素社会（*3）の実現を目指し「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これを受け、島根県も「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げ、地球温暖化対策に取り組んでいます。

雲南広域連合においても、地球温暖化対策法に基づき、平成19年度から「雲南広域連合地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に努めています。

今回、計画期間である5年を終えるため、これまでの取組み状況を評価し、新たな目標を策定する必要があること、また、平成29年に「雲南クリーンセンター」がリニューアルしたことに伴い、これまでの基準を見直す必要があるため、雲南広域連合地球温暖化対策実行計画を改定し、地球温暖化対策の推進を図っていくこととします。

*1：国連気候変動枠組条約第21回締約国会議

*2：地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号（以下「地球温暖化対策推進法」という。）

*3：人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会

第2章 基本的事項

〔1〕 目的

雲南広域連合の事務及び業務に関し、自ら事業所及び消費者として地球温暖化対策法第21条に基づく温室効果ガスの排出量の抑制を目指すことにより、温暖化防止に具体的に取り組むことを目的とする。

〔2〕 計画期間・基準年度

計画の期間は5年間とする。

計画期間 令和4年度～令和8年度

基準年度 令和2年度

なお、地球温暖化対策法第21条第10項の規定に基づき、1年毎に温室効果ガスのうち二酸化炭素総排出量と計画の進捗率を公表し、その後は必要に応じて随時見直すものとする。

〔3〕 対象範囲

本計画の対象範囲は、雲南広域連合事務局、雲南消防本部（雲南消防署、奥出雲消防署、飯南消防署含む）、雲南クリーンセンターとする。

〔4〕 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法で定められた7つの温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素を対象とする。

第3章 温室効果ガスの現状

〔1〕 令和2年度雲南広域連合二酸化炭素総排出量 (kg-CO2)

雲南広域連合事務局

種別	実績	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	参考 平成27年度実績 (kg-CO2)
ガソリン	2,770 ℓ	6,426	2,517 ℓ (5,839)
軽油	0	0	28 ℓ (72)
総計		6,426	(5,911)

雲南広域連合雲南消防本部

種別	実績	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	参考 平成27年度実績 (kg-CO2)
電気	287,429 kwh	161,248	278,947 kwh (194,426)
液化石油ガス	13,472 m ³	40,416	11,556m ³ (34,668)
ガソリン	20,048 ℓ	46,511	23,259 ℓ (53,961)
軽油	8,960 ℓ	23,117	9,195 ℓ (23,723)
灯油	2,286 ℓ	5,692	2,827 ℓ (7,039)
総計		276,984	(313,817)

雲南広域連合環境衛生課

種別	実績	二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	参考 平成27年度実績 (kg-CO2)
電気	389,232 kwh	218,359	2,148,804 kwh (1,497,716)
液化石油ガス	12 m ³	36	31 m ³ (93)
ガソリン	76 ℓ	176	180 ℓ (418)
総計		218,571	(1,498,227)

電気：0.561 液化石油ガス：3 ガソリン：2.32 軽油：2.58 灯油：2.49

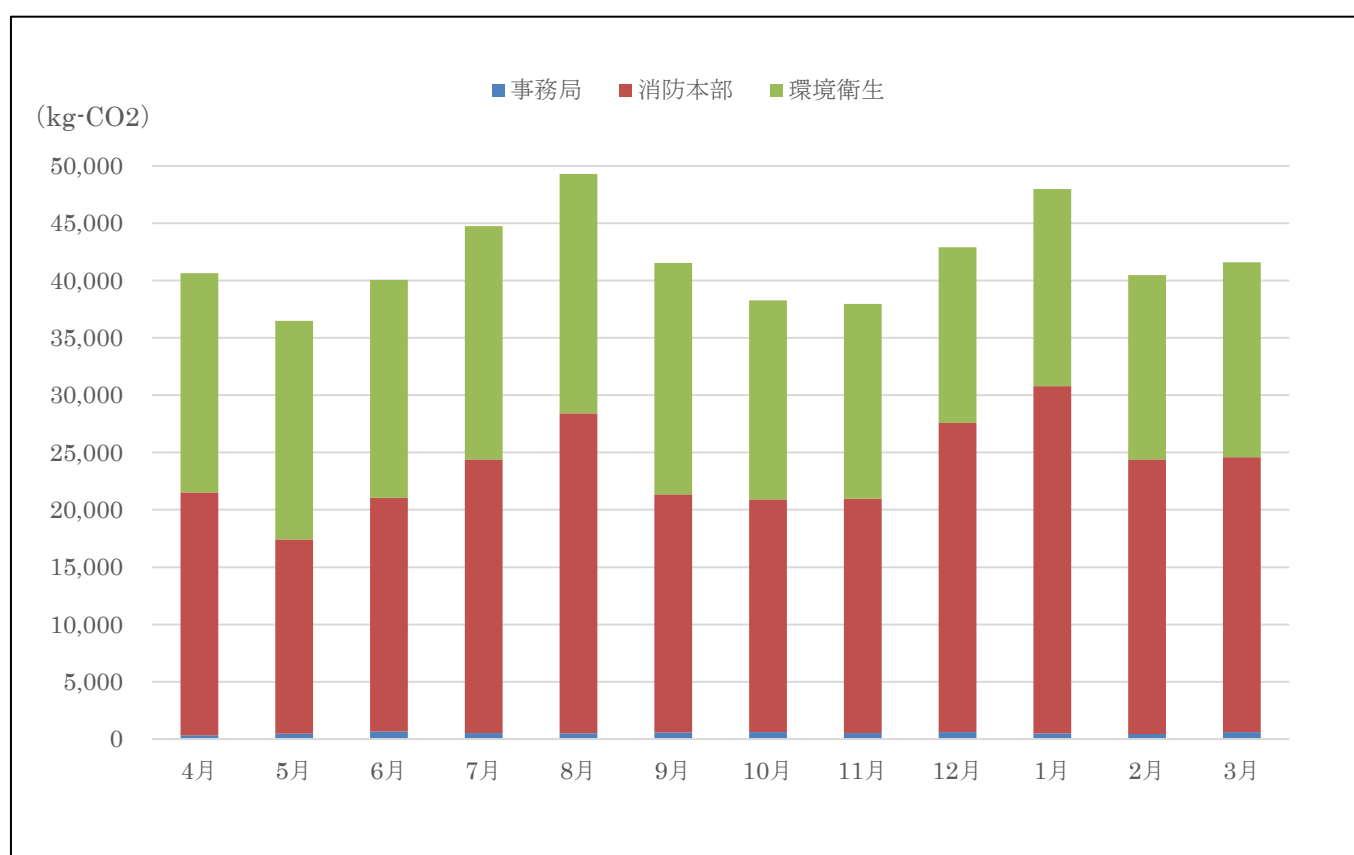
*排出係数（地球温暖化対策推進法施行令による。）

*H27年度実績及びそれに係る排出係数はH29年度雲南広域連合地球温暖化対策実行計画を参照

令和2年度 月別二酸化炭素排出量 (kg-CO2)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局	336	469	666	529	510	585	617	529	608	503	455	619	6,426
消防本部	21,184	16,958	20,372	23,871	27,917	20,769	20,301	20,434	26,979	30,275	23,943	23,981	276,984
環境衛生	19,122	19,045	19,031	20,354	20,882	20,179	17,361	16,995	15,329	17,210	16,082	16,981	218,571
合計	40,642	36,472	40,069	44,754	49,309	41,533	38,279	37,958	42,916	47,988	40,480	41,581	501,981

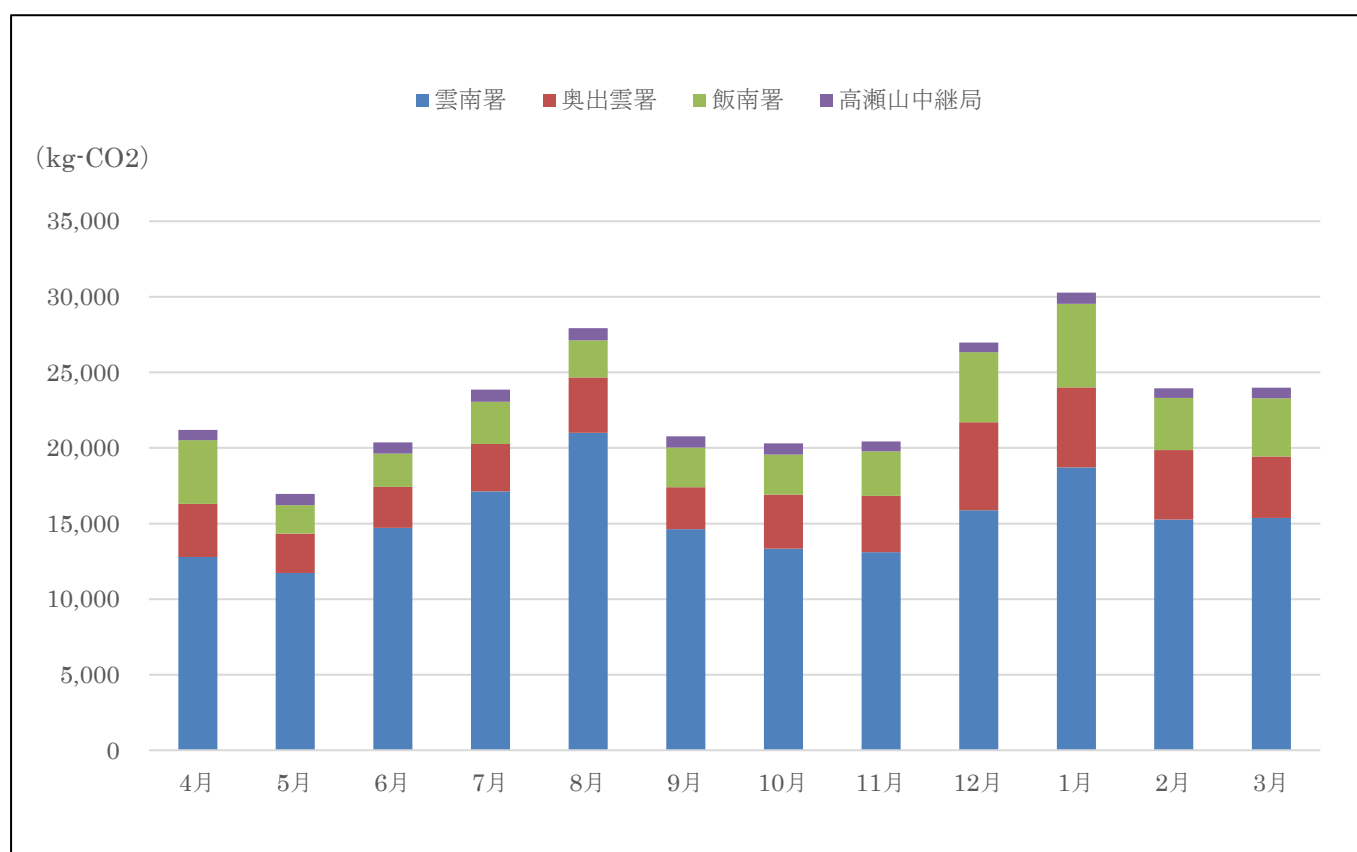
(kg-CO2)



令和2年度 雲南消防本部施設別二酸化炭素排出量 (kg-CO2)

(kg-CO2)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
雲南署	12,786	11,723	14,717	17,121	21,008	14,639	13,329	13,099	15,880	18,721	15,273	15,364	183,660
奥出雲署	3,509	2,614	2,697	3,136	3,668	2,774	3,584	3,728	5,822	5,278	4,590	4,069	45,469
飯南署	4,219	1,884	2,218	2,792	2,445	2,610	2,646	2,958	4,628	5,532	3,451	3,852	39,235
高瀬山中継局	670	737	740	822	796	746	742	649	649	744	629	696	8,620
合計	21,184	16,958	20,372	23,871	27,917	20,769	20,301	20,434	26,979	30,275	23,943	23,981	276,984



第4章 雲南広域連合における計画の目標

〔1〕 温室効果ガス削減目標における実績

計画年度	温室効果ガス削減目標	実 績 (Kg-CO2)	
平成19年度	平成23年度 5%削減 (平成17年度対比)	H17 303,276 H23 276,392	△8.9% (△26,884)
平成24年度	平成28年度 2%削減 (平成22年度対比)	H22 1,394,761 H28 1,244,901	△10.7% (△149,860)
平成29年度	令和3年度 5%削減 (平成27年度対比)	H27 1,817,955 R3	

*H17、23年度実績 (Kg-CO2) に環境衛生課分は含まれていません

〔2〕 資源・エネルギー等削減目標

重点目標	行動目標	令和8年度目標
1 省資源の促進	再生紙の購入の促進	再生紙の購入に努める。
	用紙使用量の削減	業務の効率を考え、コピー用紙及び印刷用紙の使用量の削減に努める。 業務の効率を考え、封筒の使用量の削減に努める。
2 省エネルギーの促進	電気使用量の削減	電気使用量を令和2年度比5%削減する。
	公用車燃料使用量の削減	公用車燃料使用量を令和2年度比2%削減する。
	その他燃料の使用量の削減	その他燃料（液化石油ガス等）の使用量を令和2年度比1%削減する。

〔3〕 温室効果ガス削減目標

対象温室効果ガス	令和8年度目標	削減量 (Kg-CO2)	
二酸化炭素	令和2年度比5%削減する。	R2 501,981 (実績) R8 476,881 (目標)	△5% (△25,100)

第5章 温室効果ガス削減に向けての具体的な行動項目

〔1〕 環境負荷の低減に配慮した事務・業務の実施

職員が事務・業務を行う際には、次のような取り組みにより、資源・エネルギーの節約、廃棄物の削減を図り、環境負荷の低減に努める。

(1) 電気使用量の抑制

- ・退庁時におけるOA機器等の電源OFF確認や、照明の消灯確認を的確にする。
- ・ノー残業デーの徹底及び勤務時間を遵守する。
- ・使用していないOA機器（パソコン等）の電源及び照明器具をこまめに切る。（スイッチを入れた者は責任を持って切るよう心掛ける。）
- ・業務遂行に支障のない箇所の蛍光灯を外す。
- ・コピー機等の節電ボタンを活用する。
- ・OA機器、家電製品等の更新、導入に当たっては必要最小限の機能・能力、消費電力量を考慮する。

(2) 空調設備の適温設定

- ・冷暖房設備等を使用する際には、設定温度は暖房20度、冷房28度とする。
- ・クールビズ、ウォームビズの徹底を図る。

(3) 燃料使用量の抑制

- ・公用車利用の際、荷物の積み降ろし時や待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施する。
- ・急発進、急加速、空ふかしをやめ、経済速度（一般道40～60km/h）の走行に努める。
- ・調査業務運行においては、効率的な経路走行を行うよう努める。
- ・車両点検等によるエンジン始動を必要最低限とする。
- ・沸かし過ぎの防止、季節に応じた温度設定等、ガスコンロやガス湯沸設備等の効率的な使用に努める。

(4) ゴミ排出量の削減

- ・分別回収ボックス等を設置し、ゴミの分別を図る。
- ・使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
- ・物品の長期使用を心がけ、故障等の際には修繕により再使用に努める。

(5) コピー用紙・印刷用紙使用量の削減

- ・プリンターでの印刷は、印刷範囲・印刷部数等を必ず再確認する。
- ・コピー機の使用時は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- ・可能な限り、両面コピーを行う。
- ・片面使用済のコピー用紙・印刷用紙は回収して、庁舎内用紙、メモ用紙、FAX用紙、印刷機試し刷り用紙等として再利用する。
- ・会議用資料や報告書等のページ数・部数は必要最小限とする。
- ・庁内LAN、回覧、掲示板等の利用により、資料の共有化を図る。

(6) 水使用量の削減

- ・洗面、歯磨き、食器洗い等の際は水を流したままにせず、洗面器、コップ、ボール等での溜め水を利用し、節水に努める。
- ・洗車は必要最低限とし、洗車時はバケツ水の使用、流水量の抑制等により節水に努める。
- ・消防ポンプ性能試験は必要最低限の回数とする。

〔2〕 環境負荷の少ない製品やサービスの積極的な選択

事務的業務において使用する製品や提供を受けるサービスについては、環境負荷の少ない製品、原材料、サービス等を選択し、積極的に調達するよう努める。

(例 - 再生紙の購入、エネルギー消費効率の高い製品、節水型製品等の購入、リサイクル製品の購入、簡易包装商品・詰め替え可能な製品の購入、長期使用が可能な製品の購入等)

〔3〕 環境に配慮した庁舎の維持管理

建物の維持管理及び施設改善等にあたって、次のような事項に配慮する。

(1) 環境負荷の少ない燃料・機器の使用

- ・良質な燃料への転換、環境への負荷の少ない機器の導入、利用を図る。

(2) 建物の省エネルギー化

- ・高効率の設備・機器の採用、断熱性の向上等を通じて建物の省エネルギー化を図る。

〔4〕 職員の環境保全意識の向上

本計画による取組の実効性を高めるには、職員一人一人が環境保全意識を高めるとともに実践することが重要であることから、環境に関する情報提供や、研修の実施を図る。

第6章 点検・公表

〔1〕進捗状況の点検

計画の推進、点検にあたっては、各課担当課長が毎月、別表1「エネルギー使用量管理表」を用いて行う。また、各担当課係長を環境管理責任者とし、所属職員の行動項目の徹底を図るため、別表2「地球温暖化対策項目別取組状況点検表」を用いて随時、点検を行うものとする。

この点検結果を、毎月開催の係長会で分析、評価を行い、当月の行動目標を決定し、職員に周知を行うものとする。

〔2〕結果の検討・公表

温室効果ガスの排出量を毎年把握するとともに、結果についてホームページ等に登載する方法等により公表するとともに、環境管理責任者を通して職員に周知する。また、分析、検討を行い、必要に応じて目標等の見直しを行うものとする。

附 則

本計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本計画は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本計画は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

エネルギー使用量管理表

(年度)

	電気使用量 (kwh)	燃 料 使 用 量			
		ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	LPG (m ³)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計(A)					
排出係数(B)					
排出量 (A×B)					

二酸化炭素排出量合計 (kg-CO ₂)

別表2

地球温暖化対策項目別取組状況点検表

場所名 _____

点検者名 _____

点検月日 _____ 年 月 日

各項目別に取り組状況を○で評価

点 検 項 目	評価		
	実施済	中間評価	未実施
天候の状況等及び業務の形態等に応じて照明器具の消灯を行う。			
ノー残業デーの徹底及び勤務時間を遵守する。			
使用していないOA機器（PC等）の電源及び照明器具をこまめに切る。			
業務遂行に支障のない箇所の蛍光灯を外す。			
冷暖房設備等を使用する際には、適温設定を遵守する。			
沸かし過ぎの防止、季節に応じた温度設定等、ガスコンロやガス湯沸設備等の効率的な使用に努める。			
荷物の積み降ろし時や待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施する。			
緊急走行以外の運行においては、効率的な経路走行を行うよう徹底する。			
分別回収ボックス等を設置し、ゴミの分別を図る。			
物品の長期使用を心がけると共に、故障等の際修繕により再使用に努める。			
プリンターでの印刷は、印刷範囲・印刷部数等を必ず再確認する。			
コピー機の使用時は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する			
印刷は、可能な限り両面コピーを行う。			
片面使用済のコピー用紙・印刷用紙は回収して、再利用する。			
会議用資料や報告書等のページ数・部数は必要最小限とする。			
洗面、歯磨き、食器洗い等の際は、水を流したままにせず、洗面器、コップ、ボール等での溜め水を利用し、節水に努める。			
洗車は、必要最低限とし、洗車時には、バケツ水の使用、流水量の抑制等により節水に努める。			